## 西北加市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

**上** 次

◇ 公 告 ページ

○ 委託契約に係る一般競争入札の公告【子ども家庭局科学館普及課】

2

○ 大規模小売店舗の変更事項の届出(2件)【産業経済局地域経済振興 部商業・サービス産業政策課】

5

北九州市公告第511号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

## 1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市科学館プラネタリウム運営業務委託
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市の指示する場所
- (5) 入札方法
  - ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
    - )をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - イ 電送及び郵送による入札は、認めない。
  - ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再 度入札を行う。
  - エ 入札執行回数は、2回を限度とする。
- 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札を行おうとする委託契約と類似するドーム径20メートル以上の大型プラネタリウムの運営業務について、この公告の日前5年間に、国、地方公共団体等の官公署又はこれらに準ずる団体から受託した実績を有していること。

- 3 入札手続等
  - (1) 契約条項を示す場所及び日時
    - ア 場所 北九州市八幡東区東田四丁目1番1号 北九州市科学館
    - イ 日時 この公告の日から令和4年8月30日までの毎日午前10時か ら午後5時30分まで及び同月31日の午前10時から午前11時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法 前号アの場所において無償で 交付する。
  - (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
  - (4) 競争参加の申請書等の提出
    - ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年8月8日までの毎日午前10時から午後5時30分までに競争参加の申請書及び入札資格審査申請書を第1号アの場所に提出しなければならない。
    - イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年8月8 日午後5時30分までに必着のこと。
  - (5) 入札及び開札の場所及び日時
    - ア 場所 第1号アの場所
  - イ 日時 令和4年8月31日午前11時
- 4 その他
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
  - (2) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条 第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
    - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25 条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲

内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。また、所定の回数で落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約に移行する。

- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在 地等

北九州市子ども家庭局科学館普及課

〒805-0071 北九州市八幡東区東田四丁目1番1号

電話 093-671-4566

北九州市公告第514号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和4年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - あるあるCity

北九州市小倉北区浅野二丁目2番391ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者
  - みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

代表取締役 梅田 圭

- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に あっては代表者の氏名
    - ア 変更前

みずほ信託銀行株式会社

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

代表取締役 梅田 圭

イ 変更後

みずほ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

代表取締役 梅田 圭

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

有限会社ジャングル

大阪市浪速区日本橋三丁目4番16号

代表取締役社長 塩田浩司

他 6 者

## イ 変更後

有限会社ジャングル 大阪市浪速区日本橋三丁目4番16号 代表取締役社長 塩田浩司 他7者

- 4 変更の年月日
  - (1) 前項第1号 令和3年11月22日
  - (2) 前項第2号 令和4年2月15日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日令和4年7月20日
- 7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年11月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年11月29日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第515号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持の ため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出す ることができる。

令和4年7月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サニーサイドモール小倉 北九州市小倉南区下曽根新町10番101ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者 株式会社あおぞら銀行 東京都千代田区麹町六丁目1番地1 代表取締役 谷川 哲
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前 株式会社ハローデイ 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号 代表取締役 加治敬通 他68者

(2) 変更後

株式会社ハローデイ 北九州市小倉南区徳力三丁目6番16号 代表取締役 加治敬通 他66者

- 4 変更の年月日令和4年5月25日
- 5 変更する理由 営業政策上の理由による。
- 6 届出年月日

令和4年7月19日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年11月29日まで(日曜日、土曜日及び国民の 祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。) の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年11月29日までに北九州市産 業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出す ること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見